

令和2年度決算における入湯税及び引上げ分の地方消費税交付金充当事業一覧

■入湯税

入湯税は地方税法第701条の規定により以下のような費用に充てるものとされています。

- ・環境衛生施設の整備
- ・鉱泉源の保護管理施設の整備
- ・消防施設等の整備
- ・観光施設の整備
- ・観光振興

〈令和2年度 入湯税の使途状況〉

区分	事業名	事業費	当該事業の財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源等	
						入湯税	その他
観光施設の整備	観光情報センター管理費	19,844	-	-	409	6,292	13,143
観光振興	鳴門市観光協会補助金	18,000	-	-	-	6,000	12,000
計		37,844	-	-	409	12,292	25,143

※「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和3年1月20日総務省事務連絡）により、入湯税の趣旨を踏まえ、「入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること」とあることから、使途を明示するものです。

■引上げ分の地方消費税交付金

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費は、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	626,740
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	8,687,690

【歳出内訳】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					うち引上げ分の地方消費税交付金分
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
社会福祉	障がい者福祉事業	1,361,865	979,816	-	-	382,049	626,740
	高齢者福祉事業	60,027	-	-	11,357	48,670	
	児童福祉事業（母子父子福祉事業含む）	2,957,343	2,072,919	-	129,411	755,013	
	生活保護扶助事業	1,310,038	1,094,705	-	-	215,333	
	小計	5,689,273	4,147,440	-	140,768	1,401,065	
社会保険	国民健康保険事業	618,748	303,149	-	-	315,599	
	後期高齢者医療事業	1,118,253	177,701	-	-	940,552	
	介護保険事業	1,016,723	77,528	-	-	939,195	
	小計	2,753,724	558,378	-	-	2,195,346	
保健衛生	救急医療対策事業	15,515	-	-	-	15,515	
	予防接種事業	157,545	23,796	-	-	133,749	
	母子保健事業	51,346	4,613	-	200	46,533	
	健康増進事業	20,287	1,100	-	-	19,187	
小計	244,693	29,509	-	200	214,984		
合計	8,687,690	4,735,327	-	140,968	3,811,395	626,740	

※「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日総務省通知）により、消費税率の引上げにより増加した地方消費税交付金の充当について、使途を明示したものです。